

上尾市告示第132号

保管自転車を処分するので、上尾市自転車放置防止条例（昭和58年上尾市条例第20号）第11条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年4月8日

上尾市長 畠山 稔

1 処分の根拠

保管自転車の引取りがないため

2 処分対象物件

対象物件自転車5台

3 処分の予定期日

令和8年5月29日

4 処分の方法

鉄くずとして処分（一部再生利用）

別紙

自転車処分台帳

令和7年度										
整理番号	撤去日	防犯登録番号		車体番号	型	色	錠	空気	メーカー	備考
1	2月18日	17	7487586	V170708220	軽快車 (シティサイクル)	銀	その他	有	不明	鍵付き
2	2月18日		20203508-6	S8904961	軽快車 (シティサイクル)	茶	その他	有	不明	鍵付き
3	2月18日	13	3185099	42E33934	軽快車 (シティサイクル)	赤	その他	有	不明	
4	2月18日		25211694-0	T25A2245	スポーツ・MTB	銀	無	有	不明	
5	2月18日	15	5375791	A15MC02190	軽快車 (シティサイクル)	ピンク	無	有	丸石	